

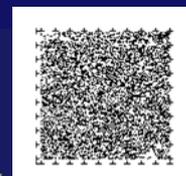


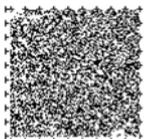
港区

地域防災計画

Minato City Community
Disaster-Prevention Plan Digest Version

概要版



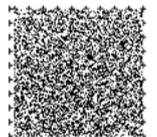


目次

1	地域防災計画について	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の位置付け	1
	(3) 計画の構成	2
2	令和6年3月修正について	3
	(1) 修正の背景	3
3	想定される被害、減災目標	4
	(1) 港区の被害想定	4
	(2) 地区別の課題	7
	(3) 減災目標の設定	9
	(4) 3つの柱と分野横断的な視点	9
4	基本的責務	10
5	対策内容	11
	(1) 防災街づくりの推進	11
	(2) 帰宅困難者対策の強化	20
	(3) 要配慮者の安全確保	23
	(4) 情報連絡体制の整備	27
	(5) 地域防災力の向上	30
	(6) 避難者対策	35
	(7) 風水害時における情報連絡対策	42
	(8) 医療救護体制	44
	(9) 複合災害への対応	48
	(10) 被災者支援施策	49

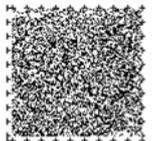
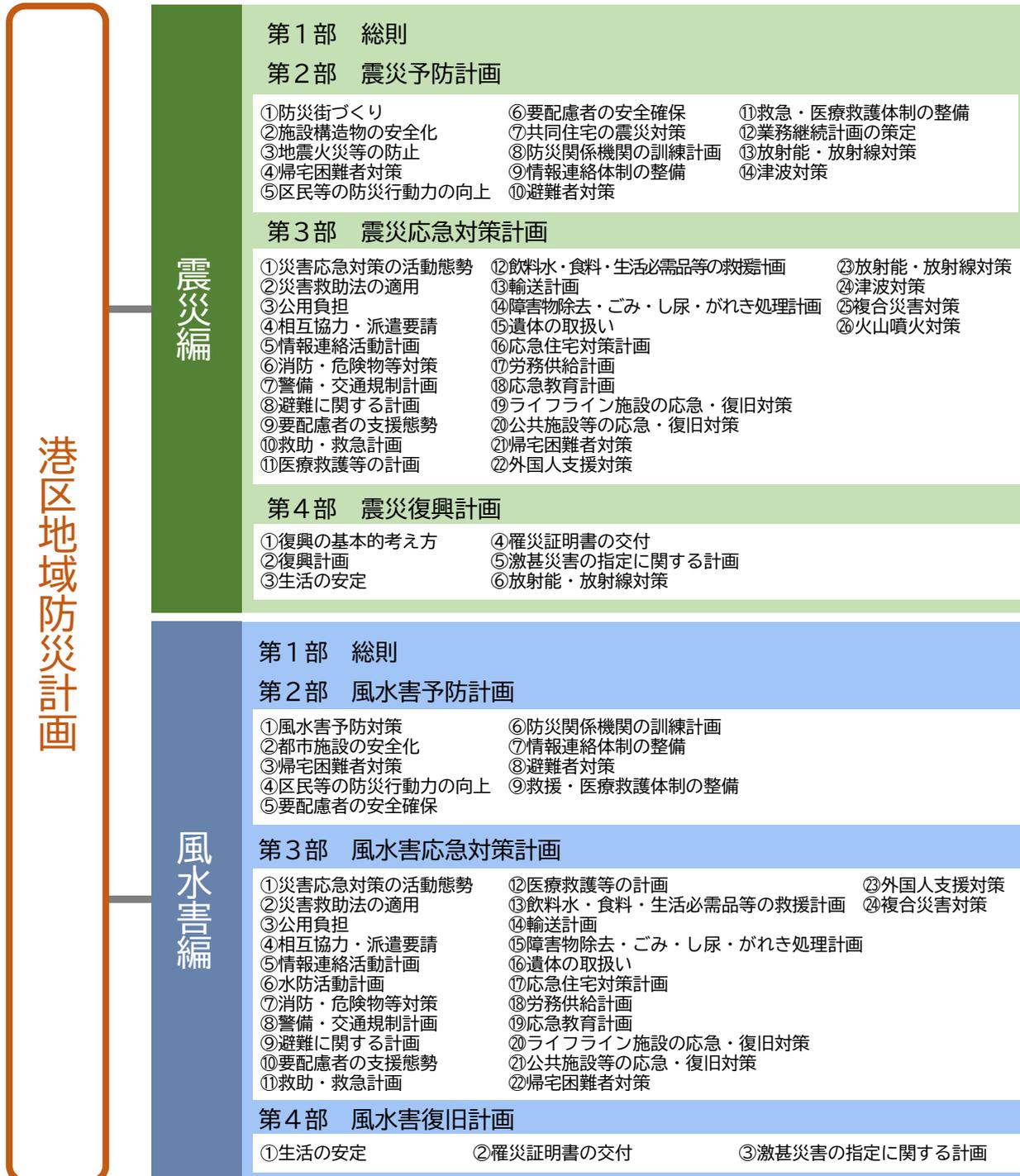
「港区地域防災計画【概要版】」は、区民の皆様に、地域防災計画の役割や知っていただきたいことを分かりやすく整理したものです。地域防災計画の本文は、港区ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) > [防災・生活安全](#) > [防災・災害対策](#) > [地域防災計画・施策](#) > [施策・計画](#)



(3) 計画の構成

港区地域防災計画では、災害毎に「震災編」「風水害編」を設けています。「震災編」「風水害編」とも予防計画、応急対策計画、復興・復旧計画に分けて対策内容を整理しています。



(1) 修正の背景

国や東京都の上位計画及び関係法令等との整合を図るほか、区独自で行った首都直下地震被害想定調査・分析結果等を踏まえ、より実効性の高い計画へ修正しました。

国〔内閣府〕

防災基本計画
(令和5年5月30日修正)

■主な修正項目

- 多様な主体と連携した被災者支援
- 国民への情報伝達
- デジタル技術の活用

東京都

首都直下地震等による東京の被害想定
(令和4年5月25日)

東京都地域防災計画 震災編
(令和5年5月5日修正)

■修正のポイント

- 10年間の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識
- 3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定
- 減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

港区

港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果
(令和5年3月)の概要

港区において都心南部直下地震で想定される被害

港区での発災を想定した際の主な課題

港区における被害を軽減するための主な対策の方向性
【地区別に検討】

5. 各地区において想定される被害・課題 (3) 都心南部地区

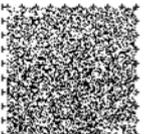
港区都心南部地区は、都心南部直下地震による被害が想定される。この地域は、人口密度が高く、商業・業務用途が集中している。また、地下鉄や地下街が密集しており、地震発生時の被害が拡大するリスクがある。

想定される被害は、人的被害、物的被害、経済的被害、社会的被害、環境的被害などである。特に、人的被害は、高齢者や障害者、外国人労働者など、避難が困難な方が多くいることが懸念される。

また、物的被害は、重要施設や文化財、歴史的建造物などが被害を受ける可能性がある。経済的被害は、商業活動の中断による被害が大きい。社会的被害は、避難者の受け入れや生活支援が課題となる。環境的被害は、土砂災害や火災の発生による被害が懸念される。

これらの被害を軽減するためには、防災力の向上が不可欠である。具体的には、防災意識の醸成、防災訓練の実施、防災設備の整備、避難経路の確保、避難所の確保などが求められる。

港区地域防災計画の修正

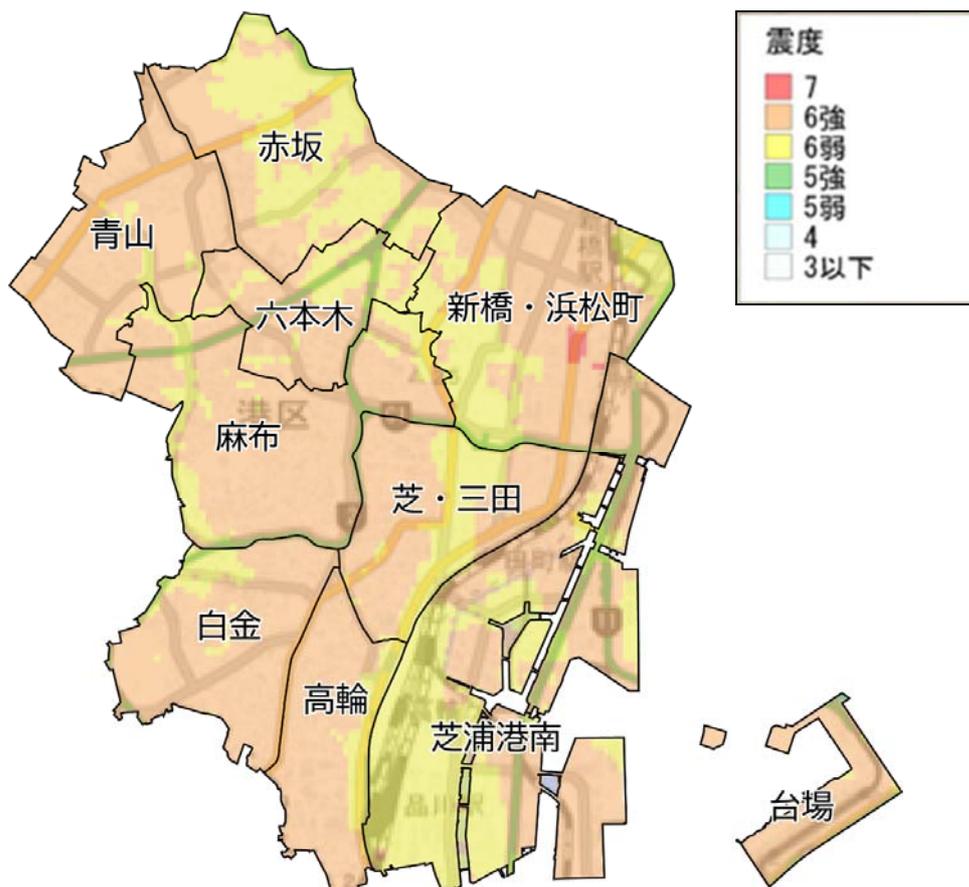


(1) 港区の被害想定

■ 震災被害想定

東京都が、東日本大震災を踏まえて策定した被害想定を10年ぶりに更新しました。港区では、区全域で、震度6弱～7の地震予想がされており、区全体の約7割が震度6強とされています。

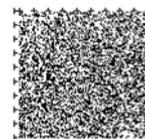
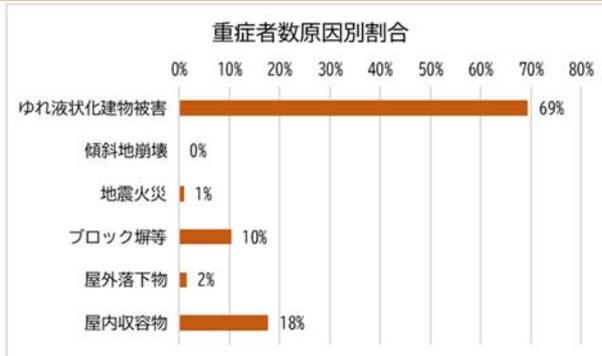
震度	震度別面積率
7	0.2%
6強	71.9%
6弱	27.9%



① 人的被害

⇒ 取組内容 (1) P12

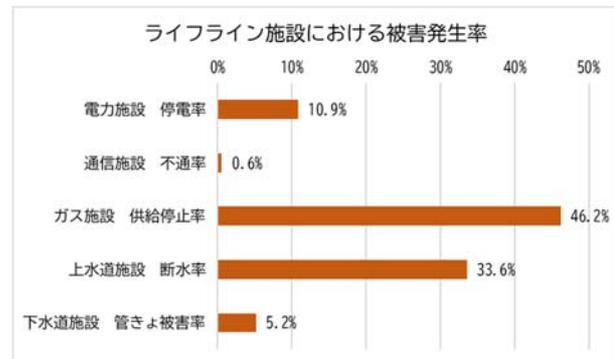
東京都による被害想定では、震災発生時における区全域の死者を127人、負傷者を5,274人と想定しています。死者及び負傷者の原因としては、「ゆれ液状化建物被害」が最も多く、負傷者のうち重傷者においても原因の約7割を占めています。



②物的被害

⇒取組内容（1）P12-13

耐震対策が進んだこともあり、10年前の被害想定に比べて全ての想定被害が減少傾向にあります。そのうちライフライン施設では、ガス施設の供給停止率が46.2%、上水道施設の断水率が33.6%あり、依然として高い発生率となっています。



③帰宅困難者の増加

⇒取組内容（2）P21-22

災害時において、徒歩による帰宅が困難である帰宅困難者の数は、10年前の被害想定から増加し、約53万人超となっています。これにより、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生、外国人や観光客の混乱等が発生するおそれがあります。

④閉じ込めにつながりうるエレベーター台数の増加 ⇒取組内容（5）P33

被害想定による発災時におけるエレベーター閉じ込め台数は、10年前の被害想定から増加し、約1,300台超となっています。主に高層ビルやタワーマンションにおいて発生が予想され、強い揺れや停電等に伴うエレベーターの停止や閉じ込めが懸念されます。

⑤要配慮者の被害

⇒取組内容（3）P24-26

障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、難病患者等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。

特に、高齢者等の場合、体力の低下等に伴って、家具等の転倒を回避できない、寝たきり等により避難できず、火災等に巻き込まれやすい、避難場所等に避難できないなどのリスクが高まります。

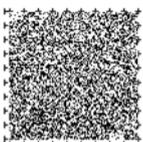
⑥津波被害

⇒取組内容（1）P14-16

区では、最悪の事態をもたらす条件を想定し、独自の津波シミュレーションを実施しました。

津波による浸水が発生した場合、建築物への影響や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。

特に木造建築物は、津波到来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

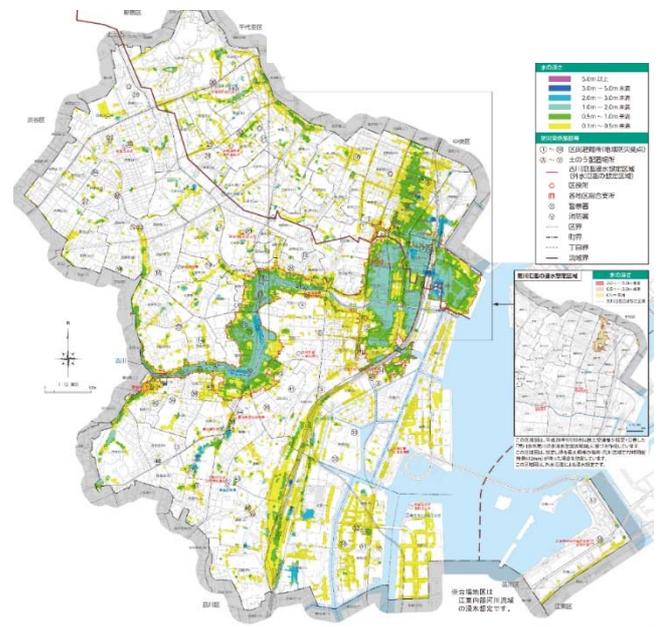




■洪水被害 ⇒取組内容（1）P18-19

港区では、想定する最大規模の雨が降り、荒川や古川等の堤防が決壊した場合には、一部地域で浸水被害が発生する可能性があります。

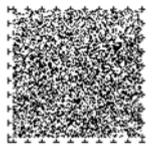
古川周辺を中心に、主に東側の低地部や古川沿いにおいて浸水被害が発生する可能性があり、場所によっては、3 m以上の浸水被害が発生します。



■高潮浸水被害 ⇒取組内容（1）P18-19

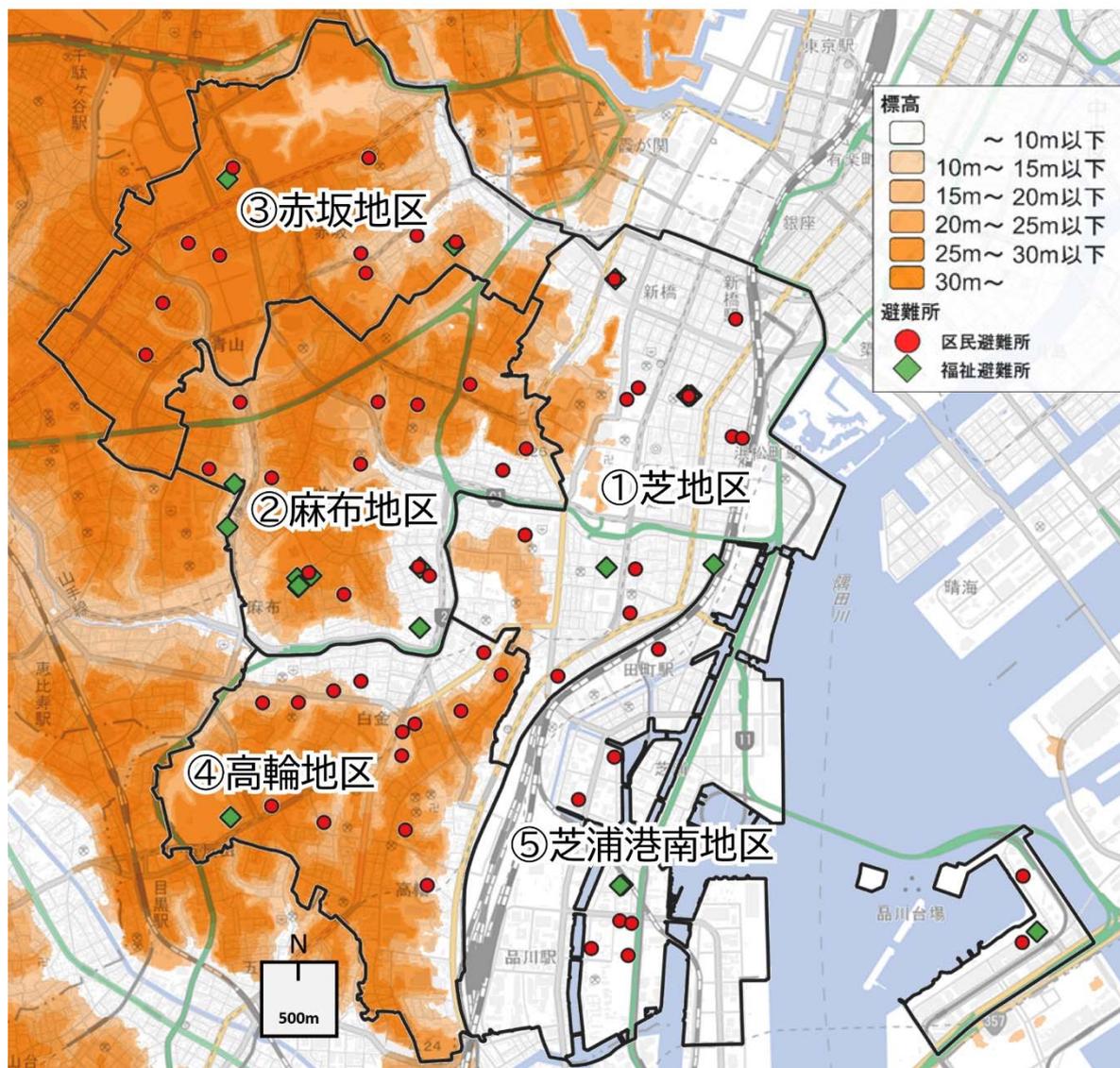
台風や発達した低気圧の通過時、海面（潮位）が大きく上昇することがあり、これにより高潮が発生します。

港区では、過去最大規模の台風である室戸台風級の台風による高潮を想定しており、主に東側の低地部において高潮による浸水の可能性があります。



(2) 地区別の課題

港区では、被害想定を踏まえ、各地域ごとの課題を整理しました。各地域における特徴的な課題は下記のとおりです。

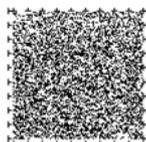


① 芝地区

- ・ 木造棟数は少ないが、そのうち旧耐震の建物が多数を占める
- ・ 中高層建物が多数
- ・ 液状化危険度が高いエリアが面的に分布
- ・ 昼夜間人口比率や昼間人口密度が最大
- ・ 港区内の災害拠点病院の 3/4 が立地



液状化危険度が高い地域に残る旧耐震建物



② 麻布地区

- 低層建物が中心で、高輪地区に次いで木造建物割合が高い
- 急傾斜地崩壊のリスク大
- 各国大使館が多数設置されており、外国人居住者割合が最大
- 小規模な事業所が多い



低層建物が多い
六本木七丁目

③ 赤坂地区

- 中高層建物が多いエリアから低層建物が多いエリアまで、建物の立地環境が多様であり、建物被害の様相も多様
- 芝地区に次いで、昼夜間人口比率や昼間人口密度が高い
- 高齢化率が最大
- 港区役所から距離が遠く、職員の支援や救援物資等も届きにくいおそれ



中高層建物が多い
赤坂地区

④ 高輪地区

- 木造建物の棟数と割合が最大、旧耐震木造棟数も最多
- ひとり暮らし高齢者の人口が最多
- 小規模な事業所が多い
- 港区内の災害拠点病院が、芝地区以外で唯一立地



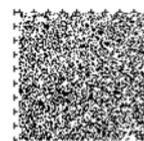
災害拠点病院の一つである
北里大学北里研究所病院

⑤ 芝浦港南地区

- 運河に囲まれており周囲と地続きでないエリアの孤立リスク
- 液状化危険度が高いエリアが面的に分布
- 非木造・中高層の建物が多く、エレベーター停止による避難者が発生
- 大規模な事業所が多い
- 休日の方が滞在人口が多い



観光地として人気のお台場



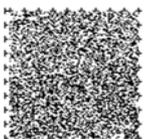
(3) 減災目標の設定

「東京都地域防災計画（令和5年5月）」では、被害想定による結果をもとに「減災目標」が新たに設定され、目標の確実な達成のため、3つの柱と分野横断的な視点が示されました。これを受け、港区においても、この減災目標の達成に向けて取り組んでいきます。

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる。

(4) 3つの柱と分野横断的な視点

基本認識のもと、3つの柱と分野横断的な視点に基づき、減災目標を設定するとともに、その実現に向けた指標や防災対策を具体化します。



区、区民、事業者の基本的責務について、「港区防災対策基本条例」の規定をもとに以下のとおり定めています。

① 区の責務

- ・区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保する
- ・国・都・区民・事業者・防災住民組織・防災関係機関・ボランティア等と連携、協力して防災対策を行う
- ・区長は、港区地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施する
- ・区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努める



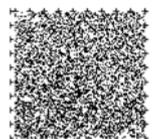
② 区民の責務

- ・自己及び家族の安全の確保に努める
- ・相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努める
- ・次の事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努める
 - (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 家具の転倒・落下・移動防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水、食料等生活必需品の備蓄
 - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - (7) 防災に関する知識及び技術の習得
- ・区等が実施する防災対策事業に協力するよう努める
- ・地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努める



③ 事業者の責務

- ・社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努める
- ・従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努める
- ・防災住民組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力する
- ・区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力する
- ・災害時において、従業員の一齐帰宅の抑制に努める
- ・帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄する



(1) 防災街づくりの推進

区内を真に災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本です。

このため、区は、東京都と一体となって建築物等の耐震・不燃化などを図ってきたところです。今後、防災街づくりを進めるに当たっては、東日本大震災の経験を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れのほか、津波や液状化の影響等も視野におくものとしします。

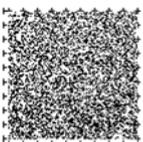
震災編

【第2部】第1章第2章第14章
【第3部】第24章

安全で安心して住めるまちの実現に向け、以下の取組を中心に、都市構造の防災性の強化を図ります。

区による主な取組

- 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化の促進 >>>①・②
- 液状化マップ等の作成・情報提供と対策に関する指導の実施 >>>③・④
- 地盤情報システムを活用した、液状下対策の指導の実施
- 都市空間やオープンスペースの確保
- ブロック塀等の倒壊防止のための対策の実施 >>>>⑤
- 落下物の防止対策の実施 >>>>⑥
 - ・消防署と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - ・民間建築物の非構造部材の耐震化
 - ・屋外広告物の規制の実施
- 津波シミュレーション結果を踏まえた津波避難ビルの指定・整備
- 津波対策について、実践的な訓練や講習会を通して津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等の理解促進 >>>>⑦
- 区民や事業者、観光客、船舶等に津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集・伝達する体制の構築 >>>>⑧
- 津波警報・注意報等の通報を受けた際における安全確保の周知 >>>>⑨
- 発災時における避難場所への誘導



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

① 建築物耐震診断等助成制度

予防対策

区民 事業者

区では、建築物の耐震化を行う者に対し、耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成し、災害に強い街づくりをめざします。特に木造住宅については、無料耐震診断を行っています。



ポイント

② 住宅に対する拡充支援

予防対策

区民

木造建築物の耐震改修工事等の費用助成

区は、旧耐震基準の住宅、平成12年以前の新耐震基準の木造2階建て住宅を所有している個人を対象に、耐震化に向けた相談や診断結果の詳しい説明などを行う専門家を無料で派遣します。



令和5年4月から建築物等の耐震化に向けて対策を強化しました

区は、(旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の住宅、共同住宅、一般緊急輸送道路や特定緊急輸送道路沿道建築物)に対して、耐震化に関する支援を行っています。

本区独自の対応としては、建設物の耐震アドバイザー(個別や耐震診断、耐震補修設計、耐震改修工事、建て替え・耐震化に関する助成制度)があります。

【重要】 令和5年4月1日より、(旧耐震基準(昭和56年5月31日)の住宅、共同住宅、一般緊急輸送道路や特定緊急輸送道路沿道建築物)に関する耐震化に関する助成制度が変更となります。

詳しくは、**建設課**までご確認ください。

【お問い合わせ先】
 ○耐震診断の助成について
 建設課 構造・耐震化推進係 ☎3578・2844・5
 ○その他ワンストップに関するお問い合わせ
 住宅課住宅支援係 ☎3578・2223・4

リーフレット

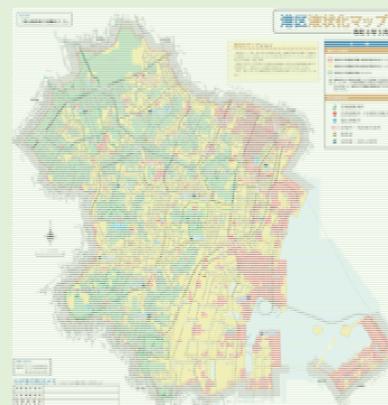
③ 液状化マップ

予防対策

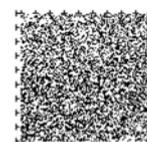
区民 事業者

液状化とは、地震により地盤が一時的に液体のようになる現象です。

区では、平成8年度より液状化マップを作成しており、令和5年度の港区独自の津波・液状化シミュレーションの結果を踏まえ、内容を更新しています。



液状化マップ



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

④ 揺れやすさマップ

予防対策

区民 事業者

区では、耐震化への意識啓発のため、揺れやすさマップを作成・配布し、地震が発生した場合の想定震度や地盤の揺れやすさ等の情報提供を行っています。



揺れやすさマップ

⑤ 港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業

予防対策

区民 事業者

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を回避し、人的被害を防ぐため、区内の道路に面する安全性を確認できないブロック塀等の除却工事及び、それに伴う新規塀の設置工事を実施する場合、工事費用の一部を助成しています。



⑥ 家具転倒防止器具等助成

予防対策

区民

区内に居住し、住民登録をしている世帯に対して、決められた範囲内で、家具の転倒を防止する器具や、食器類の飛び出しを防止する器具などを、無償で現物支給しています。



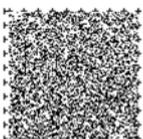
とびらロック



ふんばりくんZ

■家具転倒器具等助成対象器具

器具名	内容
ふんばりくんZ (2本組)	天井や壁を傷つけることなく、狭い空間でも取付可能です。
スーパー不動王ホルド (2個1組)	粘着シートで設置し、家具の転倒を防ぎます。
マグニチュード7 (2本組)	家具と天井の間に取付け、つっぱり棒のように家具の転倒を防ぎます。
家具転倒防止板ふんばる君	家具の前方下部に敷くだけで、地震に力を発揮します。
タンスガードII	家具と壁面をベルトで固定して転倒を防ぐ耐震金具です。
とびらロック	ネジで食器戸棚などの扉に取り付け、丈夫なクサリで揺れによる扉の開放を防ぎます。
粘着耐震ゴム G-BLOX ゲル	パソコン、ガラス製品などの下に敷くことにより、素材そのものの強力な粘着力で衝撃、振動から守ります。
OA 機器用耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定して、地震などによる転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止フィルム	ガラス面に貼れば、割れてもガラス破片の飛散を防止します。

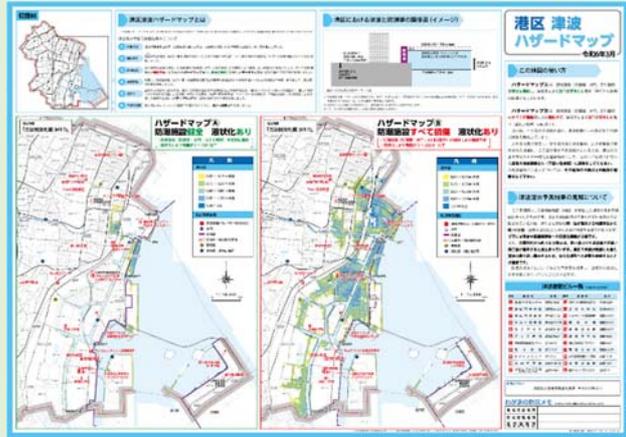


⑦ 津波防災啓発

予防対策

区民 事業者

津波においては個人の避難行動が重要となるため、区は、津波の危険性や避難指示（緊急）等の伝達方法、海拔標示板の設置、避難行動等に関するパンフレット、港区津波ハザードマップ、防災アプリ、広報誌、防災に関する研修会及び港区公式ホームページの活用等により、日頃から津波に対する知識の普及に努めます。



津波ハザードマップ

⑧ 津波情報の伝達

予防対策

区民 事業者

津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、エリアメール、防災ラジオ等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努めます。なお、その際、津波フラッグ等を使用した呼びかけを行う等、要配慮者の特性に応じた伝達手法を活用します。



津波フラッグ

⑨ 津波警報・注意報の情報収集伝達計画

応急対策

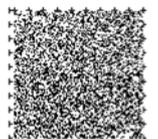
区民 事業者

津波警報・注意報

津波警報・注意報は、次のとおり発表されます。

■各津波警報・注意報の発表基準

種類	発表基準	予想される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超	巨大
		10m	
		5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m	(表記しない)



津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の種類

地震及び津波に関する情報は次のように区分され、発表されます。

■各津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報の発表内容

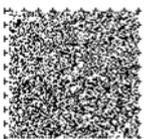
区分		内容
大津波警報、津波警報、注意報		津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に発表
地震及び津波に関する情報	地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度速報 ・震源に関する情報 ・震源、震度に関する情報 ・各地の震度に関する情報 ・遠地地震に関する情報 ・その他の情報 ・推計震度分布図
	津波情報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報 ・各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報 ・津波観測に関する情報 ・沖合の津波観測に関する情報

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがないときには、以下の内容を津波予報で発表します。

■津波予報の発表基準

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨の発表をします。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業やつり、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。



津波情報の収集伝達

区は、管区気象台から伝達される津波情報を、防災関係機関及び区民等に対し速やかに周知を行います。

■各津波情報の伝達内容

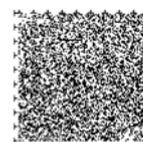
区分	伝達内容
大津波警報・津波警報	あらかじめ定めた避難対象地域に避難指示を発令する。
津波注意報	警報よりも対象地域を限定して避難指示を発令する。

令和6年能登半島地震を受けて

区は、令和6年1月以降、能登半島地震の内容を元にした対策の検証を行っており、対策を進めていきます。

地域防災計画には能登半島地震を受けて、以下の内容を新たに追記しています。

- ①共同住宅の震災対策に電動階段運搬車を新たに助成品目に追加
 - ⇒概要版 取組内容(5) P33
 - ⇒震災編 【第2部】第7章
- ②災害時自動安否確認システム導入
 - ⇒概要版 取組内容(3) P23
 - ⇒震災編 【第2部】第6章
- ③福祉避難所に要配慮者向けのトイレなどの備蓄物資追加配備
 - ⇒概要版 取組内容(3) P25
 - ⇒震災編 【第2部】第6章

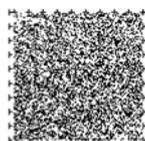


集中豪雨や台風等の発災による被害防止に向けて、風水害対策を行い、都市施設等の安全化を図ります。

区による主な取組

- ハザードマップ等による各地域の災害リスクの周知徹底 >>>>>①
- 地下街等が連携した浸水対策協議会への支援 >>>>>②
- 地下街等及び要配慮者利用施設への水害情報伝達体制の構築 >>>>>③
- 気象情報や避難情報の意味、伝達方法等について、区民に周知徹底
- 平常時から、予測困難な気象現象から身を守る方法を区民に周知徹底
- 土砂災害の恐れがある区域への情報伝達体制の構築及び改修工事等の促進 >>>>>④

- 災害の種別に応じた避難訓練の強化
- 土砂災害や河川の氾濫などが同時に発生した場合の避難計画の策定
- 通信に関する災害対策用機械、車両などの配備の強化



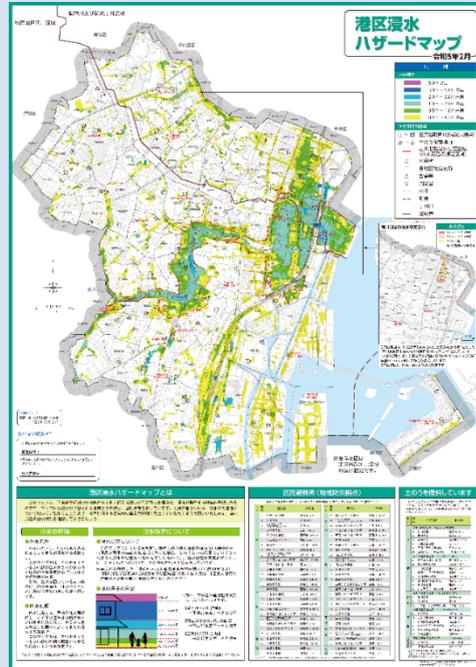
区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

① 都市型水害対策

予防対策

区民 事業者

区では、都市型水害対策として、下水道施設の整備、雨水流出抑制施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、荒川洪水予報河川、渋谷川・古川洪水予報河川の指定による情報提供、雨量等の情報提供、浸水ハザードマップの作成・公表を行っています。



浸水ハザードマップ

② 地下街等の浸水避難

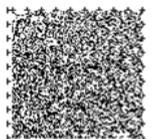
予防対策

区民 事業者

ターミナル駅周辺に広がる大規模な地下空間を有する新橋地区では、東京都、港区、地下街等の管理者、隣接ビルの管理者、鉄道事業者等から構成される「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置し、関係者が連携して地下街等の浸水対策に取り組んでいます。



東京都地下街等浸水対策協議会による広報動画 (YouTube)



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

ポイント

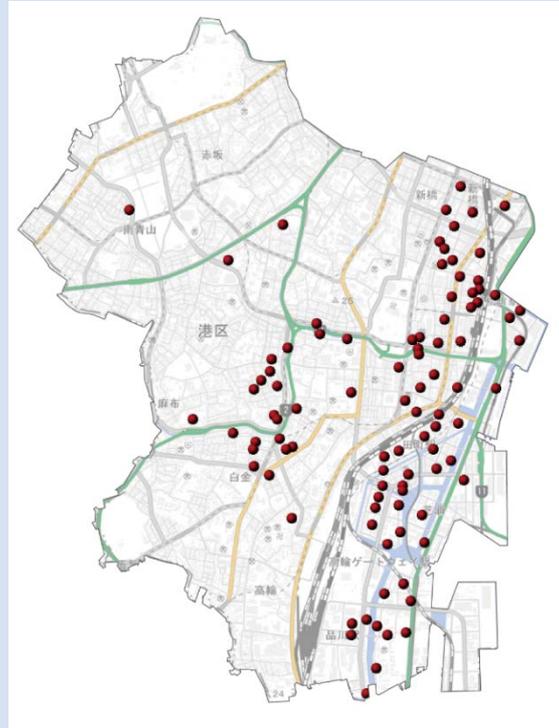
③ 要配慮者利用施設と避難確保計画

予防対策

区民 事業者

区では、「水防法」等に基づき、主に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に避難行動に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水や高潮等の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる「要配慮者利用施設」を大幅に追加しています。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、区長に報告します。報告を受けた区は、必要に応じて助言・勧告を行います。



要配慮者利用施設分布図

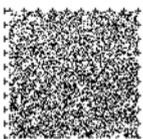
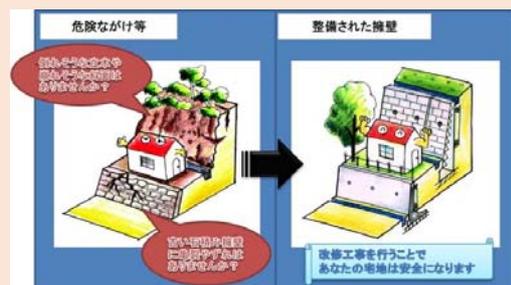
④ がけ・擁壁改修工事等支援事業

予防対策

区民 事業者

区内の個人又はマンション等管理組合、中小企業、宗教法人等が所有する敷地内のがけ又は擁壁（以下「がけ等」という。）について、擁壁の新設工事又は築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成します。また、がけ等の所有者に対して、アドバイザーを無料で派遣します。

申込対象等の詳細は区 HP でご確認ください。



(2) 帰宅困難者対策の強化

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、道路、避難所で大きな混乱が生じました。

区は、この教訓を踏まえ、「港区防災対策基本条例」において、事業者に従業員の一斉帰宅抑制や食料の備蓄を求めるとともに、帰宅困難者の一時滞在施設や支援物資の提供等の協力を求めています。

区では、地域特性を踏まえながら区内の主要な駅を中心に、事業者が主体となった帰宅困難者対策を推進する組織の活動支援とともに、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を進めます。

震災編

【第2部】第4章
【第3部】第21章

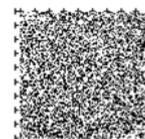
風水害編

【第2部】第3章
【第3部】第22章

帰宅困難者対策として、区及び事業者が行う主な対策等は以下のとおりです。

区による主な取組

- あらかじめターミナル駅等に、駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、活動の支援を行います。また、各協議会の連携を図り、区全体での共助体制を確立します。 >>>>>①
- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築します。
- 滞留者への情報提供のために、一時滞在施設の情報について、港区公式ホームページへの掲載、検索サイトなどへのバナー広告の掲載、駅等への二次元コードを記載したポスターの掲出などを進めます。 >>>>>②
- 発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかけます。
- 区は、東京都において開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集します。
- 公共交通機関の運行状況については、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信します。
- 事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など支援を行います。 >>>>>③



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

- 一時滞在施設の事業者に対し、帰宅困難者向けの備蓄品購入費補助事業を行い、都の補助事業と組み合わせることで事業者の備蓄品購入費の負担をなくします。

>>>>>⑤

事業者等による主な取組

- 利用者及び自らが管理する施設や周囲の安全を確認し、要配慮者への対応にも配慮のうえ利用者を施設内の安全な場所で保護します。
- 保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅周辺滞留者協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とします。
- 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等の必要な情報を施設内で待機している利用者に提供します。

>>>>>④

① 駅周辺滞留者対策推進協議会による対策

予防対策

区民 事業者

駅周辺対策推進協議会は、区、警察、消防、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とし9箇所で開催しています。発災時には、各エリアの特性を生かした情報発信や避難誘導、物資の確保等の滞留者対策を行います。

区では、滞留者対策推進協議会の実働力向上のため、訓練に活用するVR映像の提供や災害時におけるルールを作成を支援するなど、その活動を支援しています。

設立年度	協議会
平成20年度	品川
平成23年度	田町
平成24年度	浜松町、新橋
平成25年度	白金高輪
平成26年度	赤坂青山、台場
平成27年度	六本木
平成29年度	虎ノ門



区内に設立された協議会 滞留者支援ルールを活用した訓練



VR映像を活用した訓練

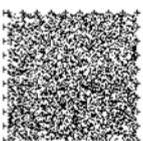
② 駅周辺滞留者対策推進協議

予防・応急対策

区民 事業者

区では、区内の事業者及び各駅に対し、一時滞在施設が掲載されている区ホームページへ二次元コードでリンクしたポスターを掲示依頼します。

駅周辺で周知している
二次元コード



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

③ 徒歩帰宅者の支援

応急対策

区民 事業者

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩の帰宅をお願いすることになります。

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始します。

区では、事業者等と連携し、平常時から区民等に対し広報みなど、パンフレット、リーフレット等の手段を活用して時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の広報を行っています。



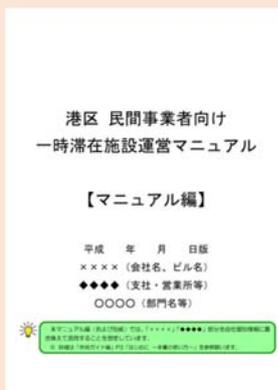
港区
徒歩帰宅について記載している防災マニュアル

④ 一時滞在施設の開設

応急対策

事業者

区と協定を締結している施設管理者は、区からの要請に基づき一時滞在施設を開設します。開設方法については、国が策定した一時滞在施設に関するガイドライン及び区で策定した民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアルによるものとします。



区による民間事業者向けマニュアル



一時滞在施設の1つに位置付けられている赤坂インターシティ AIR

ポイント

⑤ 一時滞在施設の運営支援

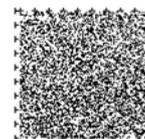
予防対策

事業者

区では、協定を結んでいる事業者が開設する一時滞在施設への支援策として、備蓄品及び感染症対策資器材の購入費用を補助しています。



※写真はイメージです
一時滞在施設の備蓄品



(3) 要配慮者の安全確保

在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、難病患者等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と定めています。

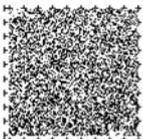
特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。

震災編	【第2部】第6章 【第3部】第9章第22章
風水害編	【第2部】第5章 【第3部】第10章第23章

区では、要配慮者の安全対策として、主に次のような取組を進めています。

区による主な取組

- 要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」と定義し、「港区災害時避難行動要支援者登録名簿」を整備します。
- 避難行動要支援者登録名簿により把握した避難行動要支援者の特性に応じた体制を整備します。 >①・②・③
- 災害時において要配慮者の対象者に一斉に架電して安否確認を行うシステムを整備します。
- 災害時において、避難行動要支援者は自宅で介護サービス等を受けることを原則とし、支援関係者等による安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行います。
- 避難行動要支援者の自宅が危険な状況である場合は、事前に作成した個別避難計画等に基づき、福祉避難所へ移送し、介護サービス等（医療行為を除く）を提供します。
- 福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者用の食事、衛生の確保等に配慮します。 >>>>>④
- 妊産婦・乳幼児の受入場所について、施設の機能や所在地を検討し、拡充を図ります。 >>>>>⑤
- 外国人が共助の担い手になり得ることに留意し、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図るとともに、地域の防災訓練への参加を促進、支援していきます。 >>>>>⑥
- 発災時には、事前に整備している情報伝達手段を活用し、避難指示等を伝達します。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

① 災害時避難行動要支援者登録事業

予防対策

区民

区では、災害が発生した時に自力で避難することが困難な人で、特に支援が必要な人を対象に、「港区災害時避難行動要支援者登録名簿」を作成します。また、避難行動要支援者のうち、同意を得られた方には個別避難計画を作成し、災害時の避難支援等に活用します。

発災時における個別避難計画を活用した避難の流れは40頁のとおりです。



リーフレット

② 避難行動要支援者名簿の活用

予防対策

区民

区では、避難行動要支援者名簿の活用により、以下のような体制を整備します。

- 1 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿により、その情報を支援関係者と共有します。
- 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。



要支援者名簿

③ 個別避難計画の作成

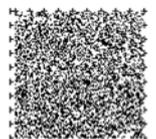
予防対策

区民

個別避難計画は、災害時に自力での避難が難しい方の命を守るために一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する方（支援者）等を決めておくものです。令和3年における災害対策基本法等の一部改正において努力義務化されました。

区では、福祉専門職の研修会などに積極的に参加し、個別避難計画の調査マニュアルの説明を行うことで、福祉専門職による計画の作成を促進しています。

避難行動要支援者は、個々に支援方法が異なるため、名簿や個別避難計画の情報を支援関係者と共有し、生活状況に応じたきめ細かな避難支援体制を構築します。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

④ 福祉避難所生活の支援

応急対策

区民 事業者

福祉避難所では、避難所で生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者用の食事、衛生の確保等に配慮します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。

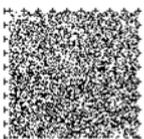
⑤ 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充

予防対策

区民 事業者

区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な妊産婦・乳幼児の受入場所として、受入れに特化した施設（母子救護所）を確保しています。また、母子救護所の管理及び運営並びに妊産婦等に対する心身のケアについては一般社団法人品川港助産師会の協力により必要な支援を実施します。

今後は、妊産婦・乳幼児の受入場所について、施設の機能や所在地を検討し、拡充を図ります。



区民	区民が対象となる対策
事業者	事業者が対象となる対策
ポイント	令和6年3月修正のポイント

震災編
風水害編
震災編・風水害編共通

⑥ 外国人支援対策

予防対策

区民 事業者

外国語版パンフレットの作成

区では、防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成・配布しています。その際、外国人が共助の担い手になり得ることにも留意します。

区内在住外国人への防災対策支援

区では、英語とやさしい日本語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう支援しているほか、災害時に意思疎通がスムーズにできるよう港区国際防災ボランティアの育成・確保についても取り組んでいます。

ポイント

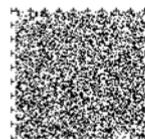
外国人の方々への情報支援

区では、東京都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行うほか、国際交流協会や大使館等の外国人支援団体に対しても、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行います。

また、防災WEBポータルが多言語化を行い、受信者の立場に応じた情報提供ができるよう、情報伝達手段の多様化に努めています。



英語版防災マップ



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

(4) 情報連絡体制の整備

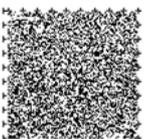
区では、避難情報の発令判断などの災害対応業務に必要な情報収集を迅速に行うとともに、必要な情報をタイムリーかつ確実に届けられるよう、デジタル技術や SNS なども活用した多様な情報収集、伝達手段の整備に取り組んでいきます。

震災編	【第2部】第9章 【第3部】第5章
風水害編	【第2部】第7章 【第3部】第5章

区では、情報連絡体制の整備に向けて、主に次のような取組を進めています。

区による主な取組

- 東京都の災害対策本部との情報連絡体制を構築し、新聞社や放送機関との連携体制を構築します。
- 区民等への情報伝達手段の多様化を図ります。 >>>①・④
- 災害情報の収集及び情報伝達の迅速化を図ります。
- 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象や避難指示等の情報について伝達します。 >>>>②
- 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。
- 被災者のための相談所を開設します。 >>>>③



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

① 区民等に対する情報伝達体制の整備・拡充

予防対策

区民 事業者

区では、地震情報や気象予警報に関する情報、古川等の河川の水位について等、災害に関する情報を収集するとともに、避難情報や区民避難所の開設に関する情報等を、様々な手段を用いて区民や事業者の皆さんに伝達します。

今後も、災害時における的確な避難情報の発信や区民の避難行動の支援に向けて、デジタル技術を活用した避難情報の発令判断支援や情報伝達手段を検討していきます。

■主な情報伝達手段			
港区防災行政無線	防災情報メール	港区防災ラジオ	港区ホームページ
港区防災Webポータル	LINE	X (旧Twitter)	フェイスブック
港区防災アプリ	デジタルサイネージ	エリアメール	Lアラート
ケーブルテレビ	みんなと安全・安心メール	青色防犯パトロール車両	
「広報みなと」かわら版			

② 情報連絡体制

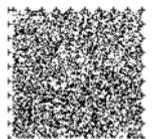
予防対策

区民 事業者

区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象や災害原因に関する重要な情報、避難指示等の避難に関する情報について周知・伝達する情報連絡体制は以下のとおりです。



情報連絡体制図



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

③ 被災者相談所の開設

応急対策

区民

各災害対策地区本部は、被災地及び区民避難所等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。被災者相談所設置の際には、要配慮者にも配慮することとします。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。



ポイント

④ 情報収集・伝達方法等の充実

予防対策

区民 事業者

区は、SNS 上の情報を AI 分析して情報収集を効率化するシステムを組み込むことで災害の端緒を把握し、被災者への迅速な対応を円滑に行います。

また、地域災害情報システムを中心に、防災 Web ポータルや防災行政無線等の外部システムと連携し、区内在住・在勤者に向けた情報伝達をタイムリーに実施していきます。

平常時モード



防災 Web ポータル
【平常時】

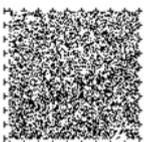
平常時は住民の方に「防災について知っていただく」ことを目的としています。

災害時モード



防災 Web ポータル
【災害時】

緊急時は住民の方に「避難に関する情報」を速やかに共有することを目的としています。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

(5) 地域防災力の向上

防災関係機関は、区民等の方々の自助・共助の考えに基づいた防災力向上のため、防災に関する広報活動を積極的に行い、防災組織の結成促進、防災意識の普及に努め、あわせて防災組織の育成指導、助言等を行います。

また、地域内の町会・自治会、防災住民組織、事業所等のネットワーク化を進めます。

震災編

【第2部】第5章第7章

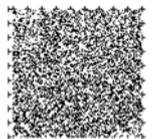
風水害編

【第2部】第4章

区では、地域防災力の向上のため、主に次のような取組を進めています。

区による主な取組

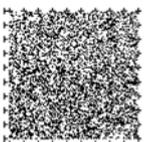
- 防災パンフレットや港区防災地図を配布します。
- 区の防災に関する動画をCATV広報番組等により放映するほか、防災に関するDVDの貸し出しを行います。
- ホームページやパンフレット等を活用し、防災知識の普及を図ることで、平時からの備えと被災後の円滑な行動につなげます。
- 防災住民組織等の防災訓練等において、防災知識の普及に努めます。 >>>>>①
- 防災講演会など各種防災普及事業を主催し、防災全般の施策や要配慮者対策に係る理解を深めるため積極的に取り組みます。
- 区民や事業者からの依頼に応じて、防災出張講座や防災アドバイザーの派遣を行い、防災知識の普及に努めます。 >>>>>②
- 防災士資格取得者の支援や防災学校を通じて、地域の防災リーダーを育成します。
- 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進します。 >>>>③・④



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

事業所による主な取組

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ることが必要です。
 - ・ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等を整備します。
 - ・ 従業員の一斉帰宅の抑制、帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他物資を備蓄するとともに、従業員の安否確認体制を整備し家族との連絡手段確保の周知に努めます。
 - ・ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定します。
 - ・ 組織力を活用した地域活動への参加、防災住民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進します。
 - ・ 帰宅困難者対策のため一時滞在施設の提供等可能な範囲で協力を努めます。
 - ・ 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進します。
 - ・ 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」を遵守します。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

① 防災住民組織の育成

予防対策

区民

区では、区民の共助の精神に基づく自発的な防災組織の育成指導に努めています。

防災住民組織は昭和49年から町会・自治会等を母体に組織づくりを進め、令和5年4月1日現在220組織が結成されています。

区は、実践的な防災訓練等により、防災住民組織を育成指導し、発災時における要配慮者への対応や適切な行動・出火防止等の対策についての防災教育を推進することで、地域の防災力向上を図っています。



② 防災アドバイザー派遣制度

予防対策

区民

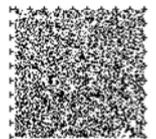
区は、地域や区民が主催する、防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関するアドバイザーを派遣し、支援しています。

地域防災アドバイザー

防災住民組織、地域防災協議会、町会及び自治会などが、防災意識の醸成等を図るための講演会や、団体が防災に関する相談を行い、たいときに派遣します。

共同住宅防災アドバイザー

区内の共同住宅の居住者、管理組合及び管理事業者が、共助による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画等を策定する場合、また、居住者の防災知識の普及啓発等のための講演会や地域の防災組織との連携を行いたいときに派遣します。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

③ 共同住宅における防災対策

予防対策

区民 事業者

首都直下地震などの大地震が発生した場合、共同住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。区は、東京都、区民、関係団体等と連携して、各家庭における家具類の転倒防止対策や食料等の備蓄を促進するとともに、共助体制づくりを推進する必要があります。

共助の体制づくりに向けた主な区の対策は以下のとおりです。

- ・ 発電機や工具、電動階段運搬車などの防災資機材助成
〈高層住宅〉
- ・ 非常食料や飲料水といった備蓄品の助成 〈中層住宅〉
- ・ 「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」を活用した在宅避難を含む避難方法の周知
- ・ すべての共同住宅に対して防災アドバイザーの派遣や防災出張講座の実施
- ・ エレベーターチェアの配布
- ・ エレベーター閉じ込め対応訓練の実施
- ・ 「マンション生活継続計画（MLCP）」の策定支援
- ・ 既存の町会・自治会との共助体制づくりの推進
- ・ パンフレットの配布や防災学校、防災出張講座等を通じたマンション、居住者の防災知識・意識の向上
- ・ 支援制度等の情報をホームページ等で発信



エレベーター閉じ込め防止訓練



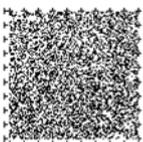
電動階段運搬車



非常食料



飲料水





④ 防災カルテの作成

予防対策

区民

区内の6階建て以上かつ20戸以上の高層住宅及び3階から5階建てかつ10戸以上の中層住宅を対象に、防災対策の取組状況をレーダーチャートで示した「防災カルテ」を作成する事業を行っています。防災カルテは、建物の防災対策上の強み・弱みが一目で見て分かる構成になっており、お住まいの住宅の状況を目で見て把握していただくことで、防災対策が促進されます。

南区共同住宅 防災カルテ（イメージ）

共同住宅の概要			
住宅の名称	●●マンション		【空欄住宅】
所在地	●●市●●丁目●●番		
完成年度	1987年	築年数	1年
階数	12階（地下1階）	構造	—
面積	延床：1,500㎡	構造：1,500㎡	延床：20,000㎡
戸数	総戸数：200戸	空室：85戸	満員：115戸
築主	あり	管理状況	なし
管理会社・管理費	●●株式会社	管理形態：自衛	

レーダーチャート

管理情報

管理会社：
管理費：
管理形態：
管理開始年：
管理費の負担率：
管理費の負担率：
管理費の負担率：

防災対策状況			
1階住戸への防災意識啓発			
防災対象の周知	防災マップ等配布	広報活動の周知	対策①(100)へ
防災訓練の実施	あり		対策②(120)へ
日防災、避難時の対応			
避難	避難：自分	避難：自分	対策③(120)へ
避難時の準備	防災：自分	トランシーバー	対策④(120)へ
水の確保	なし		対策⑤(120)へ
非防災組織づくり			
防災組織の結成	なし		対策⑥(120)へ
防災計画の作成	なし		対策⑦(120)へ
居住者名簿の作成	なし		対策⑧(120)へ
1F住戸の防災対策			
避難訓練	なし		対策⑨(120)へ
耐震対策	なし		対策⑩(120)へ
エレベーター			
エレベーターの安全対策	なし		対策⑪(120)へ
エレベーターの構造	なし		対策⑫(120)へ

防災上考えられる主な改善策

1階住戸への防災意識啓発

- 資料・ポスター・トインシート等配布の促進
- 防災時のトイレ等種別共有施設

避難訓練の実施

- 資料・ポスターの配布

非防災組織づくり

- 防災組織の結成、防災計画の作成

階数別の避難対策

- 対策⑬

その他

- エレベーターの安全対策

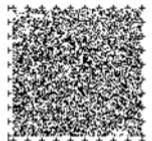
※1年に1回実施、改善状況を確認し、改善が達成されたら「○」、達成できなかったら「×」を記入しましょう。

住宅外観写真

位置図

■：防災上課題があると考えられる項目 【課題解決のために、添子で示した「マンション防災対策ハンドブック」の該当ページを参考に防災対策を進めよう】

防災カルテ（イメージ）



(6) 避難者対策

区民等の避難に備え、事前に地域集合場所や区民避難所等を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要があります。

区では、避難者対策として、避難所等の指定、避難所運営など、避難体制の整備に係る取組を定めます。

震災編

【第2部】第7章第10章
【第3部】第8章

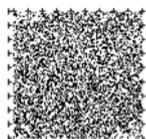
風水害編

【第2部】第8章
【第3部】第9章

区では、避難者への対策として、主に次のような取組を進めています。

区による主な取組

- 自家に被害がない場合には、できる限り在宅避難を推奨することを周知します。共同住宅に対しては、在宅避難を含む避難方法について周知します。>>>>>①
- 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成する地域集合場所を事前に選定します。
- 区民避難所、補完避難所及び福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。>>>>>②
- 避難所の安全性を確保します。
- 男女平等参画や性的マイノリティ、要配慮者の視点に立った避難所運営を推進します。>>>>>②
- 避難所における感染症の感染拡大防止策を徹底します。
- 区民避難所や福祉避難所となる施設に食料備蓄や必要な資器材を整備します。
- 区民避難所や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。
- 災害用トイレを確保します。
- 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設の耐震化、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進します。
- 災害用トイレのバリアフリー化を推進します。>>>>>②
- 避難所での子ども達の遊び場を設けます。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

- 区立施設の指定管理者と発災時の役割を明確化にして、円滑な受入体制を整えます。
- 区民避難所及び福祉避難所、必要に応じて保管避難所を開設します。
- 食料・生活必需品や飲料水の確保・供給を行います。
- 防災関係機関が一体となって避難誘導にあたるための必要事項を定めます。

>>>>③

>>④・⑤

>>>>⑥

① 在宅避難の周知

予防対策

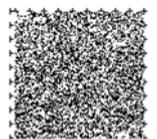
区民

区では、自宅に被害がない場合、在宅避難を原則として周知しています。

また、共同住宅に居住されている方には「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」を活用し、在宅避難を含む避難方法について周知しています。



マンション震災対策
ハンドブック



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

② 区民避難所の運営

予防対策

区民

事業者

区では、災害の種別に応じ、災害の危険から避難するための指定緊急避難場所として、また、避難者が一定期間滞在する指定避難所として、区民避難所を指定しています。

区民避難所は、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、57か所の区有施設を指定しています。

区民避難所の運営は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主に担います。

機能強化

区民避難所において、次の環境整備を進めます。

- ・暑さ対策のための冷風機等の配備
- ・プライバシー確保のためのパーティションの配備
- ・段ボールベッドの調達
- ・障害特性への理解促進を促すポスターの掲載
- ・通信環境やトイレの確保
- ・要配慮者の利用を想定したトイレのバリアフリー化
- ・テレビ、インターネット環境、スマートフォン充電用蓄電池等、被災者による情報の収集及び伝達機器の整備
- ・高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等に配慮した備蓄物資の充実
- ・感染症対策物品の配備

区で備蓄している女性用防災グッズ



段ボールパーティション



災害対策用プライベートルーム



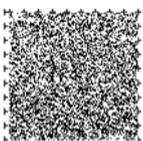
体温計

女性やマイノリティ等の視点

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、女性が必要とする物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設ける等、男女のニーズの違いによる男女平等参画の視点に立った運営を行います。

また、小中学生や性的マイノリティ、妊産婦や育児中の母親等に配慮したスペース等を設けられるような運営を行っていきます。

なお、DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するこころのケアができる体制を整備し、相談窓口も設置します。



配慮が必要な人への支援

視覚障害者への声かけの支援や聴覚障害者に対して手話通訳等を利用するなどのコミュニケーション支援を充実させるほか、自閉症等の方に対しては、合理的配慮を行う等、支援体制を整えます。

また、区民避難所において震災孤児や震災遺児を発見した場合は、速やかに災対児童相談所と連携し、保護の必要性及び方法について協議します。

③ 避難情報の発令

予防対策

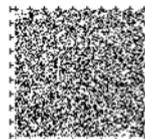
区民

事業者

区では、災害が発生するおそれがあり、避難が必要となった際は、以下の表に示すとおり、避難情報を発令します。発令された際には、警戒レベルに応じた行動をお願いします。

■警戒レベルと避難に関する情報

警戒レベル	避難情報	区民等に求める行動
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合、直ちに身の安全を確保しましょう。 
警戒レベル4	避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）しましょう。ただし、土砂災害は立退き避難が原則です。 
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障がいのある人などや避難を支援する人は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）しましょう。 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、自主的に避難しましょう。 



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

④ 大震災時における区民等の避難の流れ

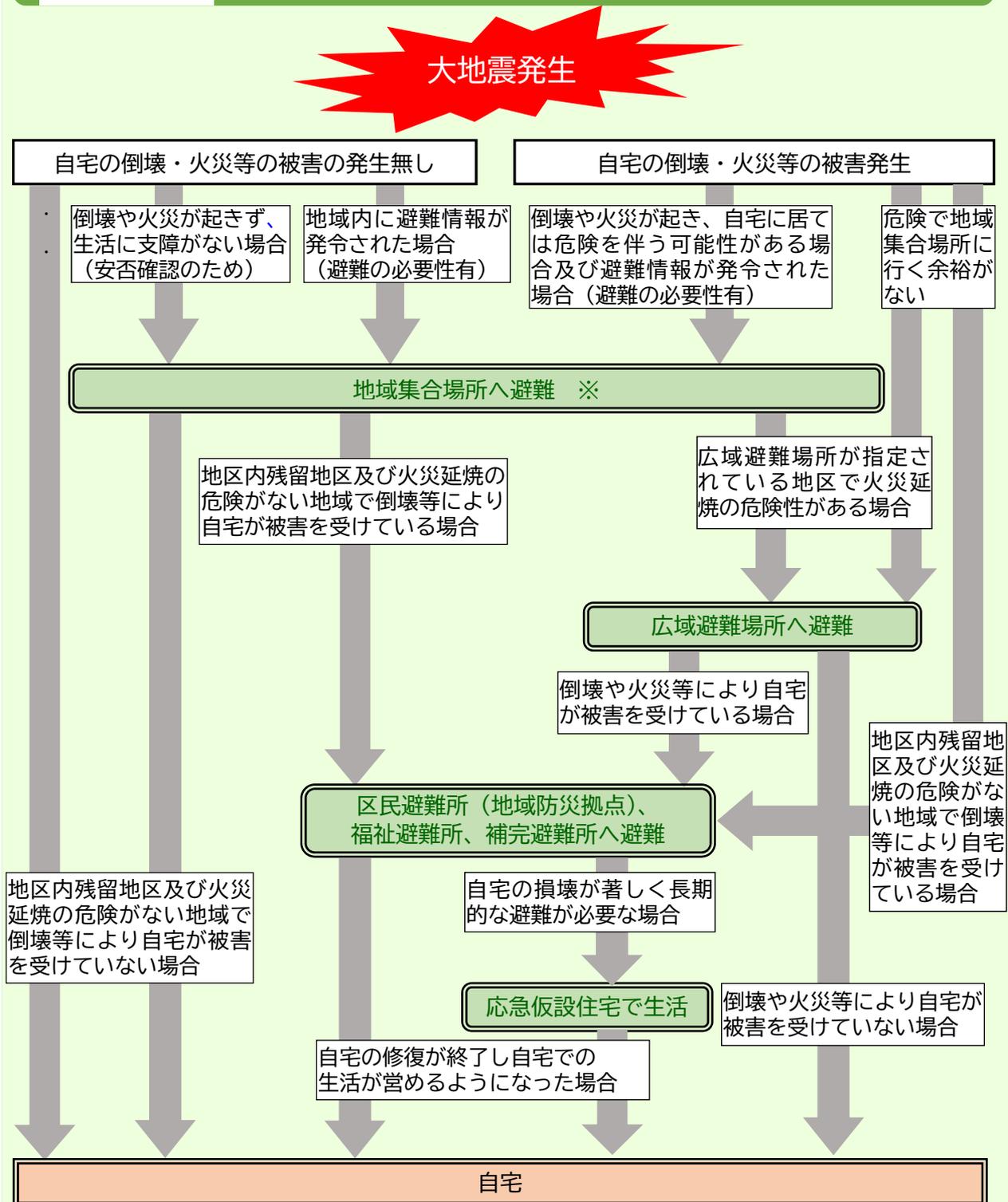
応急対策

区民

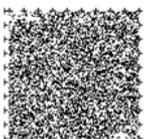
事業者

基本

災害発生時よる避難の流れ



※ 発災後、自宅または避難所で生活をする場合、自宅の被害状況等を確認し、生活が出来るか否かを判断します。



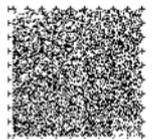
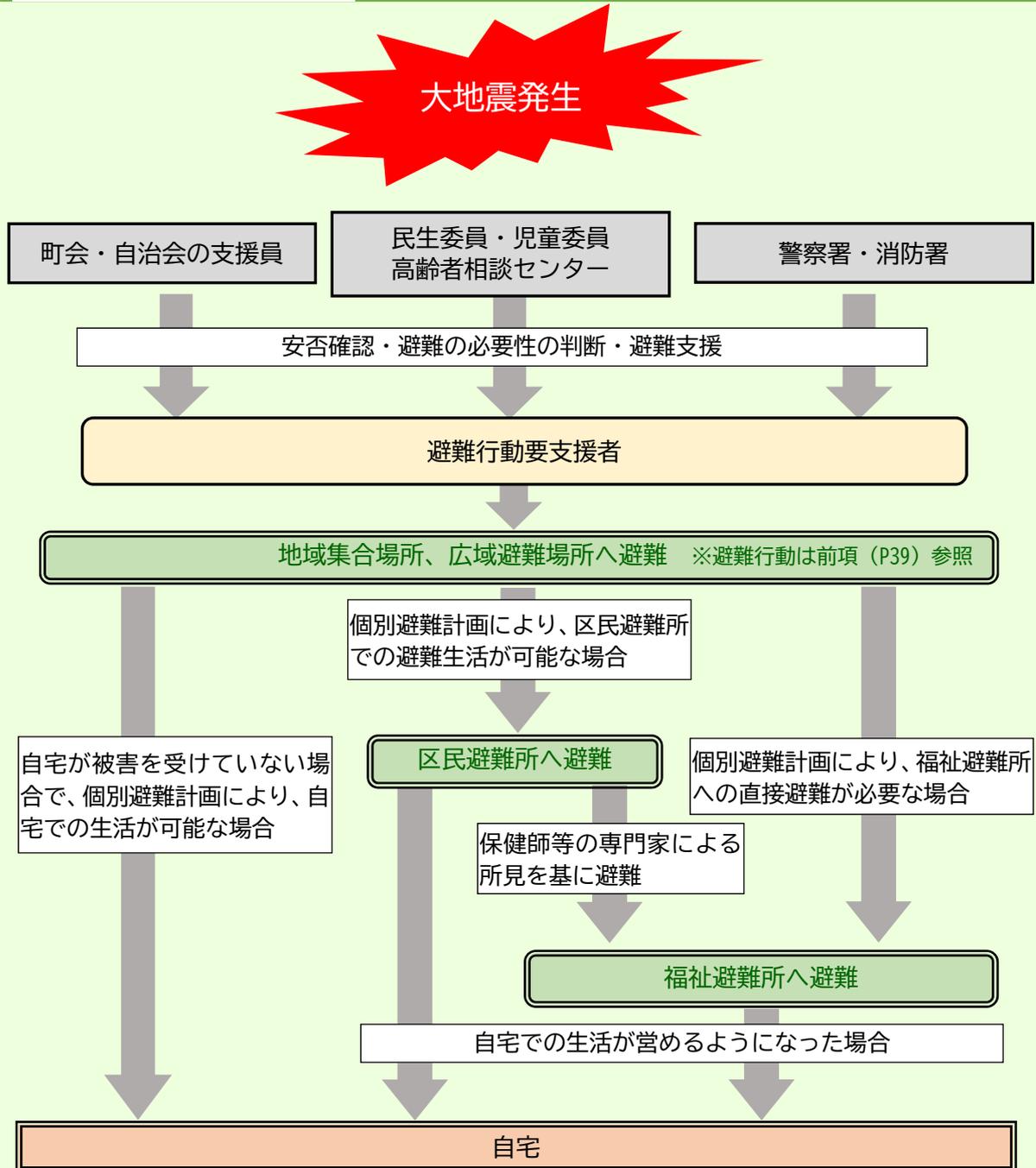
区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

⑤ 大震災時における避難行動要支援者の避難の流れ

応急対策

区民 事業者

避難行動要支援者 災害発生時よる避難の流れ



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

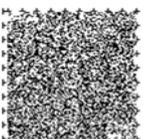
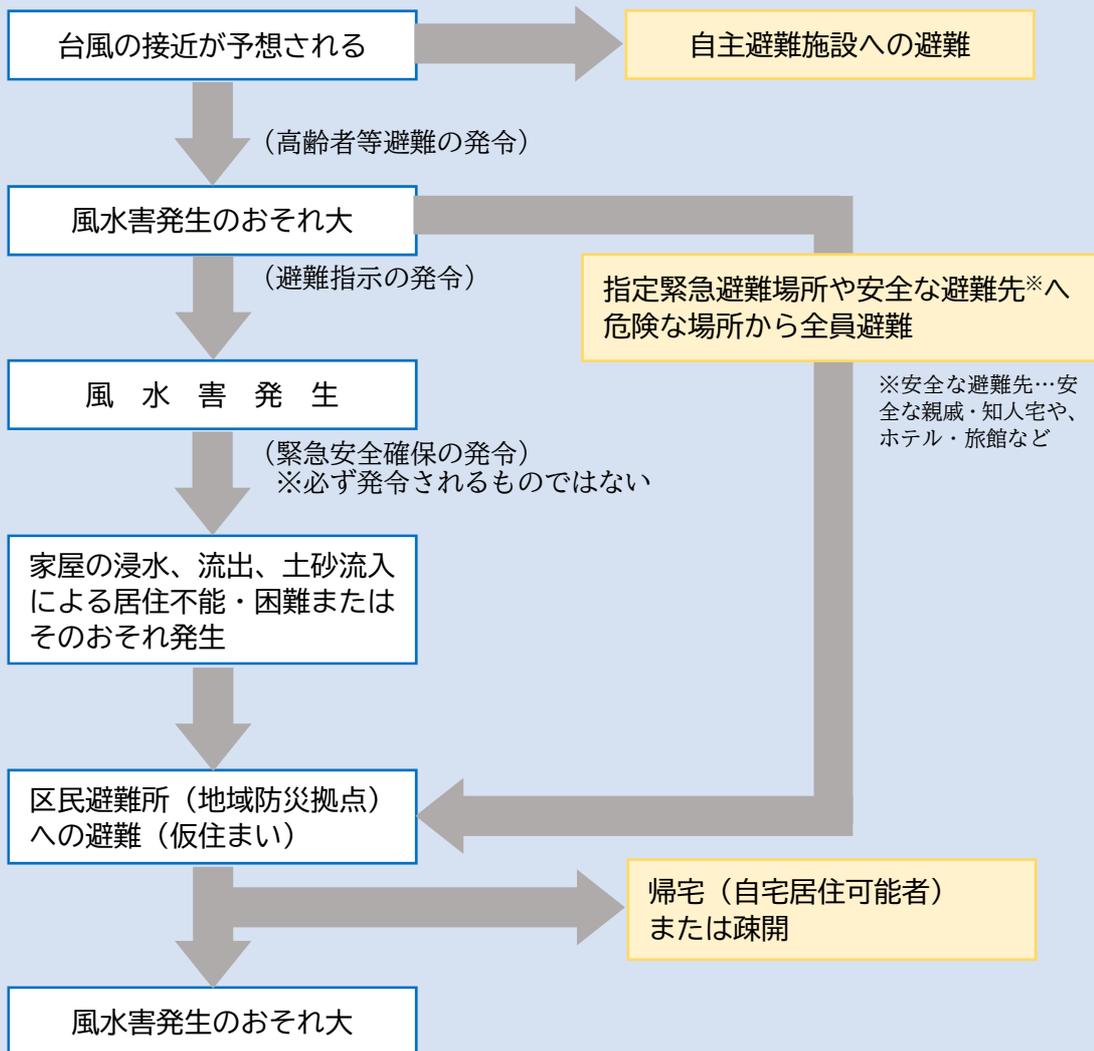
⑥ 風水害時における区民等の避難の流れ

応急対策

区民 事業者

浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険がある場所における台風の接近予想から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。

なお、災害の危険がある場所以外でもまわりと比べて低い土地や崖の近くなどでは、必要に応じて避難が必要となります。



(7) 風水害時における情報連絡対策

近年、全国で記録的な豪雨や大型の台風が頻繁に発生しており、河川や高潮による氾濫が懸念されています。

本区では、大規模な台風や集中豪雨などの被害として、荒川、古川の氾濫や、東京湾の潮位が上昇することで発生する高潮氾濫が想定されています。

風水害編

【第3部】第5章

区では、風水害発生時における情報連絡対策として、主に次のような取組を進めています。

区による主な取組

- 警察署や消防署等の防災関係機関との情報連絡体制の確保
- 被害状況の把握
- 気象、雨量、水位情報等の配信・伝達

>>>①・②

① 洪水予報・警報等の発表基準

応急対策

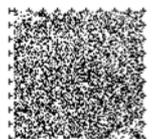
区民 事業者

荒川

荒川洪水予報・警報は、5段階に分かれており、基準地点の水位が、定められた基準値を超えた場合に、それぞれの予報・警報が発表されます。

■荒川洪水予報・警報の発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表する。
はん濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	はん濫注意水位（警戒水位）を下回った場合に発表する。

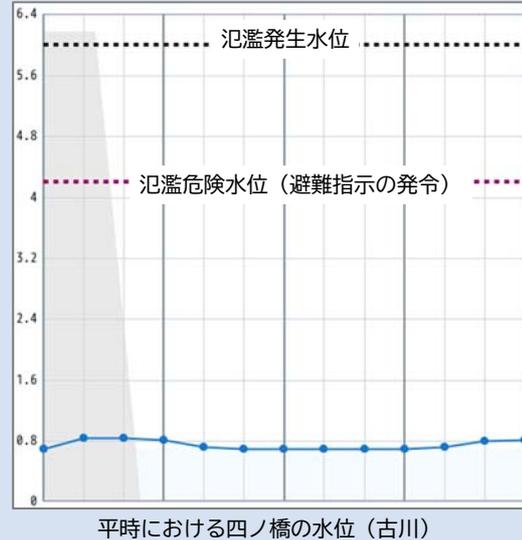


① 洪水予報・警報等の発表基準

区民 事業者

古川

古川洪水予報は、氾濫危険情報のみとなっており、基準地点である渋谷橋又は四ノ橋の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。



② 洪水予報・警報等の伝達方法

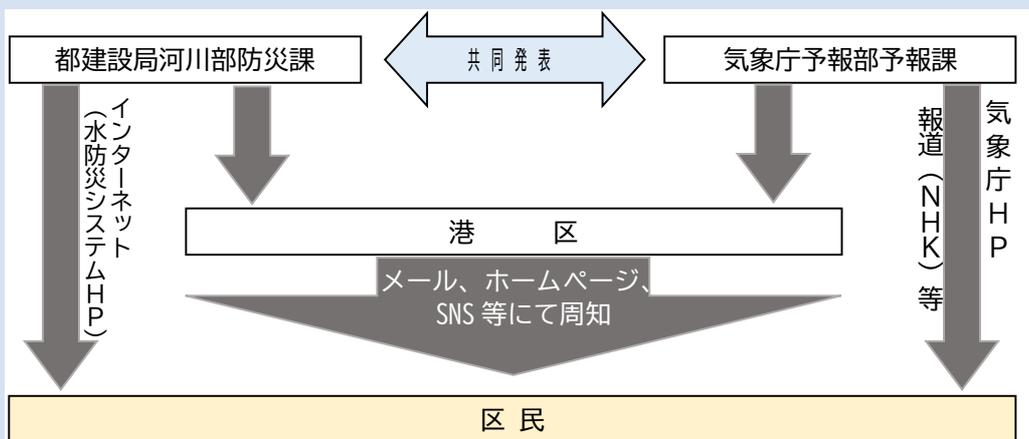
区民 事業者

古川

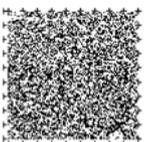
区は、東京都から通報を受けた後、直ちに、港区防災情報メール、港区公式ホームページ等の各種手段で区民へ知らせます。

また、予め指定されている要配慮者利用施設及び地下街等に対し、FAX、港区防災情報メール等により情報を伝達します。

下図は、古川の洪水予報伝達方法になります。



古川洪水予報伝達方法



(8) 医療救護体制

発災時には、多数の負傷者が発生することが予測されます。

災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、区内病院や関係団体等との連携を強化し、基本となる医療救護体制を整備・強化します。

震災編

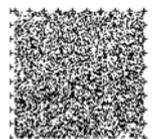
【第2部】第11章
【第3部】第11章

風水害編

【第2部】第9章
【第3部】第12章

区による主な取組

- 区と医療機関等との連絡体制を確立します。
- 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。 >>>>①
- 区災害医療コーディネーターを設置します。 >>>>②
- 医薬品・医療資器材等を備蓄します。
- 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所等に掲示します。
- 区民避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策を実施します。
- 災害時において避難所生活が長期化した場合などには、区民避難所等での不自由な生活に対応した保健相談活動等を行います。 >>>③・④



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

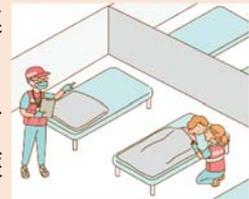
① 緊急医療救護所及び医療救護所の設置

応急対策

区民 事業者

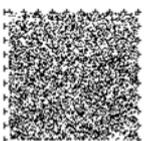
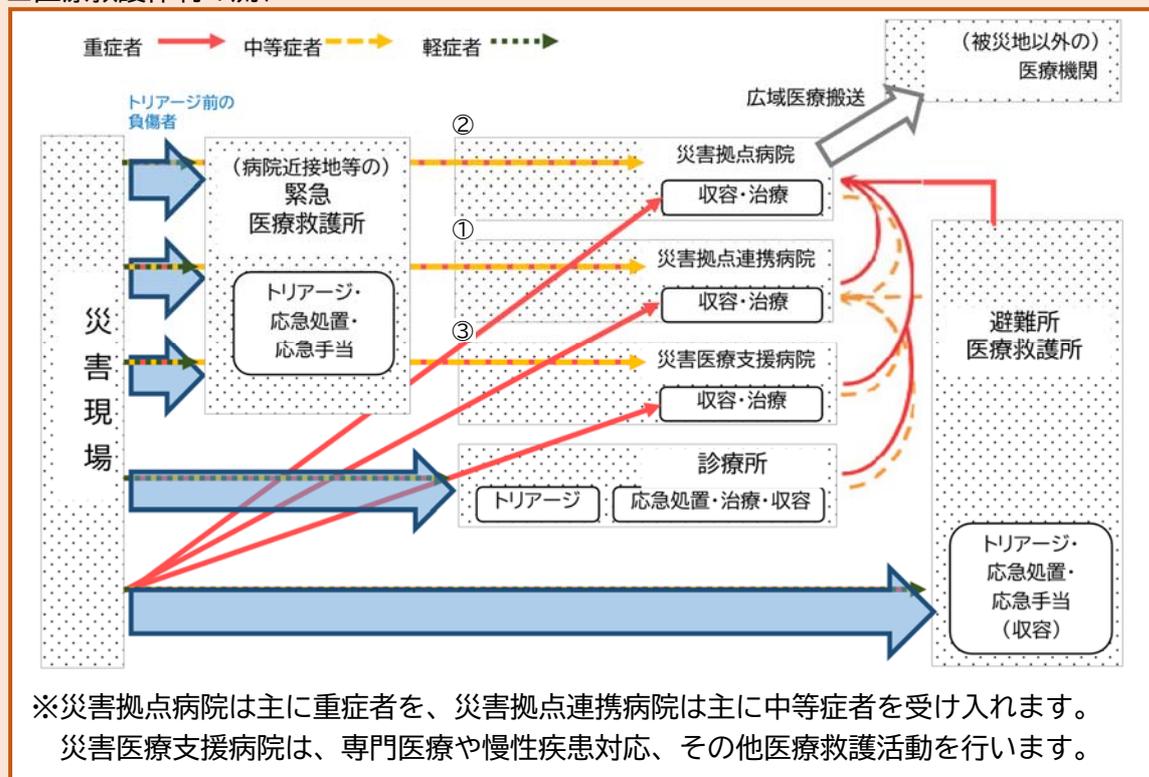
区は、発災直後から超急性期までは、区内の災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機能が維持できるよう「緊急医療救護所」を開設します。

また、区民避難所等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、「医療救護所」を開設します。



以下は、発災後における医療救護活動の流れです。緊急医療救護所及び医療救護所は、負傷者へのトリアージ（治療の優先順位の決定）・応急手当等を行います。

■医療救護体制の流れ



区分	内容
①災害拠点病院 	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院 虎の門病院、東京慈恵会医科大学附属病院、北里大学北里研究所病院、東京都済生会中央病院 等
②災害拠点連携病院 	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院 国際医療福祉大学三田病院、JCHO 東京高輪病院 等
③災害医療支援病院 	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

② 区災害医療コーディネーターの設置

予防対策

区民 事業者

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展開できるよう、情報連絡体制の一元化を図ります。

区災害医療コーディネーターは、災害時において、東京都の地域災害医療コーディネーター等と連携し、医療情報の収集・発信や医療救護班の派遣先の検討等を行います。



③ 医療救護活動拠点の設置

応急対策

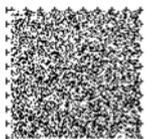
区民

区は、医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

災対みなと保健所は、地域の健康課題を把握し、分析します。地域または他県等の医療資源を一元的に管理し、地域の課題解決のため積極的に活用します。港区災害医療コーディネーターを中心に、スタッフミーティングを随時開催し、災対みなと保健所長、港区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、保健師等、一般社団法人東京都港区医師会医療救護団、医療救護班員、歯科医療救護班員、薬剤師班員、他県等の職員と情報交換を図ります。



みなと保健所外観



区民	区民が対象となる対策
事業者	事業者が対象となる対策
	令和6年3月修正のポイント

	震災編
	風水害編
	震災編・風水害編共通

④ 在宅人工呼吸器使用者への対応

応急対策

区民

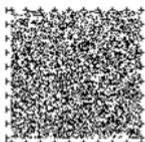
区は、在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に特に支援が必要な方として避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得られた方一人ひとりの災害時個別支援計画を作成します。

「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、災害時個別支援計画で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行います。

人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援します。



在宅人工呼吸器使用者のための
災害時個別支援計画



(9) 複合災害への対応

新たな被害想定において、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、災害対応を確実にすすめつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

震災編

【第3部】第25章

風水害編

【第3部】第24章

ポイント

① 複合災害の発生に備えた留意事項の追加

復興対策

区民 事業者

複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置いた対策が必要です。

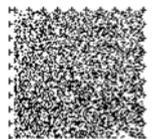
そのため、以下の留意事項を踏まえた災害対応を確実に進めていきます。

■複合災害の種類と想定される被害について

災害類型	想定される被害
地震+風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震+火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震+感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

■各種複合災害に対する留意事項について

類型	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 様々なシナリオを想定した、BCP の策定、訓練の繰り返し実施・検証 避難先の確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 等
大規模自然災害+ 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染症対策+ 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

(10) 被災者支援施策

区では、災害から一日でも早く被災した方々が自力で生活できるよう、被災者に対する生活相談を行うほか、都と連携し、住宅の確保や義援金品の受付・配分、災害援護資金の貸付、被災者生活再建支援金の支給等を行います。

震災編	【第3部】第16章 【第4部】第3章第4章
風水害編	【第3部】第17章 【第4部】第1章

区による主な取組

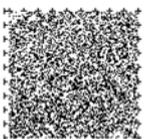
- 被災者のための相談窓口を設置します。 >>>>>①
- 被災者生活再建支援業務の実施にあたり、デジタル技術を積極的に活用します。 >>>>>②
- 住家の被害状況調査を行います。
- 宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施します。 >>>>>③
- 災害救助法が適用された場合等において、被災住宅の応急修理を行います。
- 震災後の速やかな復旧復興を図るために「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」を設置します。 >>>>>④
- 被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等を行います。 >>>>>⑤
- 被災者の自立・生活再建が進むように「災害ケースマネジメント」の視点も取り入れて支援を行います。

① 相談窓口の設置

復興対策

区民

発災時には、区では、都と連携して被災者生活実態調査を行うほか、被災者のための相談窓口（住宅、生活再建、事業再開等）を各地区総合支所に設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、関係機関に連絡して対応を要請します。



区民	区民が対象となる対策
事業者	事業者が対象となる対策
ポイント	令和6年3月修正のポイント

震災編
風水害編
震災編・風水害編共通



② デジタル技術の活用

復興対策

区民

区では、被災者生活再建支援システムの導入をはじめとした、デジタル技術の活用を積極的に行うことで、災害発生時における建物被害認定調査や罹災証明書の発行手続き、被災者台帳の作成等を円滑に行い、区民生活の早期復旧に備えています。



③ 応急住宅対策

応急対策

区民

区は、災害発生後に住家の被害状況調査を行い、住家の応急危険度の判定を行います。また、宅地の被害に関する情報により、宅地危険度の判定を行い「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」のステッカーを貼ることで、宅地の所有者等だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否か識別できるようにします。

上記調査の結果を受け、一定の条件に該当する被災住宅については、応急修理を支援します。

また、住家が全壊等している被災住宅で、自らの資力では住家を得ることができないものに対して応急仮設住宅の設置を行います。



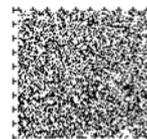
④ 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方

復興対策

区民

区は、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。

災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興、まちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めます。



区民	区民が対象となる対策	震災編
事業者	事業者が対象となる対策	風水害編
ポイント	令和6年3月修正のポイント	震災編・風水害編共通

⑤ 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付

復興対策

区民 事業者

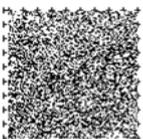
災害により被害を受けた区民等の生活安定への早期復帰を支援するための主な制度は、以下のとおりです。詳細は、区 HP や関係機関 HP、地域防災計画本編にてご確認ください。

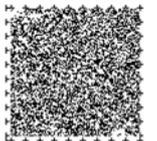
■【支援金等】

	支援金	実施主体	災害時区担当部署
1	災害援護資金	港区	災対保健福祉課
2	災害障害見舞金	港区	災対保健福祉課
3	港区災害見舞金	港区	各災対地区本部 災対協働推進課
4	被災者生活再建支援金	東京都	災対保健福祉課

■【貸付融資制度】

	支援金	実施主体	災害時担当部署等
1	災害援護資金の貸付	港区	災対保健福祉課
2	港区緊急支援融資	港区	災対産業振興課
3	生活福祉資金	東京都	東京都社会福祉協議会
4	中小企業関係融資	東京都	東京都産業労働局金融部金融課
5	その他の融資関係	日本政策金融公庫	







港区地域防災計画 概要版 (令和6(2024)年3月修正)



令和6(2024)年3月発行

刊行物発行番号 2023320 6211

編集発行 港区防災会議
庶務担当 港区防災危機管理室防災課
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03(3578)2111(代表)



「港区地域防災計画」(震災編)(風水害編)及び概要版は、港区ホームページでご覧になれます。
URL <https://www.city.minato.tokyo.jp>

